

## 後見制度の概要

	法定後見制度			任意後見制度
	後見	保佐	補助	
対象となる方	判断能力が全くない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方	現在は判断能力がある方
援助者	成年後見人	保佐人	補助人	任意後見人
利用方法	本人、配偶者、4親等内の親族等が、家庭裁判所に申立てを行う			本人が予め公証役場で「任意後見契約書」を作成（※3）
援助者が取消し可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	重要な財産上の行為等（※1）	重要な財産上の行為のうち、申立ての範囲内で家庭裁判所が定める行為（※1、※2）	なし
援助者の同意が必要な行為	本人は財産上の行為を行うことができない			
援助者に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が決定（※2）	申立ての範囲内で家庭裁判所が決定（※2）	本人との契約で定めた行為

- ※1 借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築・改築・増築など（民法第13条第1項記載の行為）  
家庭裁判所の審判により、これら以外の行為についても、範囲を広げることができます。  
（日常生活に関する行為は除かれます）
- ※2 保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要です。  
補助人に代理権や同意権を与える場合も同様です。
- ※3 任意後見監督人の選任によって、はじめて後見が開始されます。  
（本人の判断能力が低下した際、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをする必要があります）